

**栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル
質問内容及び回答**

No.	該当箇所	質問事項	質問内容	回答
1	00_調達仕様書p.3	契約金額について	「本調達では次期システムの導入と運用保守を含んでいるが、導入に係る契約と運用保守に係る契約はそれぞれ締結することとし、いずれの契約も、本調達で提案のあった金額により締結することとする。」とありますが、開発の中で当初見積もりと条件が変わることがあると考えますが、その場合も保守の契約は、当初提案の金額での契約となりますでしょうか。	御認識のとおりです。
2	00_調達仕様書p.3	契約について	「イ運用保守業務（サービス利用期間）令和9(2027)年1月1日～令和13(2031)年12月31日以後都度更新当該契約の更新に際しては原則、当初契約の金額を基本とする。」とありますが、運用保守業務の契約について、契約締結時期についてご教示をお願いします。	調達仕様書本文p.32 第6 契約条件 1 契約期間及び契約時期 (2) 運用保守業務（サービス利用期間）記載のとおり、令和8(2026)年度中の契約になります。
3	00_調達仕様書p.23	テストデータの作成について	「特に、個人情報をシステムから抽出する場合、個人情報に該当する部分を必ずマスキングし、暗号化すること。」とありますが、弊社としてとしては、総合テストは本番環境で、実際のマスキング無しのデータでテストを実施することが望ましいと考えます。上記のご提案は可能でしょうか。	調達仕様書の記載のとおり、総合テストにおいて本番データからテストデータを作成する場合、個人情報に該当する部分はマスキングをお願いします。
4	00_調達仕様書p.24	システム移行要件について	「不測の事態により次期システムへの移行が困難と判断とした場合は、現行システムへの切り戻しを行えるようにすること。受託者の責により切り戻しを行う場合は、発生する費用は受託者が負担すること。」とありますが、栃木県様もしくは現行保守業者様の責により切り戻しを行う場合には、発生する費用については、受託者が負担しない認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
5	00_調達仕様書p.25	データ移行について	「当該不整合データのクレンジングを現行システムもしくは次期システムのどちらで行うかの切り分けを行うこと。次期システムで対応することとなった不整合データについてクレンジングを行うこと。」とありますが、切り分けの指針はありますでしょうか。こういったケースは現行側で対応頂けるのかご教示ください。	切り分けの具体的な指針はありません。不整合の内容により、受託者側で切り分けをした上で本県と協議を行ってください。 現行側での対応は、移行データ内で不整合が解消できず、申告書等移行データ外の資料の参照が必要となるようなケースを想定しています。
6	00_調達仕様書p.25	データ移行について	「受託者は、データ移行リハーサルや本番データ移行処理前に、次期システムを現行システムと同じ条件で処理した場合の帳票やデータの整合性の比較検証を行うこと。」とありますが、対象の帳票や処理についてはご提案可能という認識でよろしかったでしょうか、	御認識のとおりです。

**栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル
質問内容及び回答**

No.	該当箇所	質問事項	質問内容	回答
7	00_調達仕様書p.6	税制改正対応について	「運用保守開始後の税制改正等に伴う機能追加に対応すること。」とありますが、税制改正等については、税制改正の規模を問わず、すべての税制改正に、対応するという、認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
8	03_技術提案書作成要領_p.2	付属資料について	「(3) 技術提案書本文のページ数は 100 ページ以内とすること。ただし表紙、目次及び添付資料（機能要件一覧及び付属資料）はページ数に含めない。」「(10) エ その他、必要に応じて付属資料を添付することは差し支えない。」とありますが、付属資料とは、提案書本文を補足する一覧等の別表や図等という理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
9	03_技術提案書作成要領_p.2	提案資料の印刷について	(4) 正本として 1 部並びに副本として 10 部を紙媒体で作成し、別途電子データ（PDF ファイル）を作成し、光ディスクに格納すること。」とありますが、正本・副本の紙媒体について、印刷について(カラー・白黒・両面等)指定はございますでしょうか。	印刷に関して指定はありません。ただし、提出された提案書を基に評価をするため、視認性を損なわない方法での印刷をお願いいたします。
10	03_技術提案書作成要領_p.2	プレゼンテーションについて	「(8) 副本は、表紙を含め、会社名や会社名を類推できる表現及び氏名、所在地を記載せず、会社名を特定できないよう留意すること。 なお、プレゼンテーションで使用する資料についても同様とすること。」とありますが、プレゼンテーションの発表においても、会社名を発言しない等の対応が必要になりますでしょうか。	御認識のとおりです。
11	技術提案書評価基準	審査基準について	「※なお、ここで示す上限額とは別に契約手続きの中で予定価格が設定される。」とありますが、 契約金限度額に対して、導入経費において弊社の工程上、年度単位の費用の内訳が変わる場合には、3年間の合計が変わらないことを前提に、年度の限度額を超える金額を提示してもよいでしょうか。(例：令和6年度に1億円増加、令和7年度に1億円減額)	合計金額に変更がない場合でも、実施要領に提示した各年度の上限額を超えることはできません。
12	00_調達仕様書_p.25	データ移行について	「(イ)データ移行設計段階では、現行データの問題点等詳細を把握するため、現行システムのデータ解析を行うこと。」とありますが、解析に必要なデータについては、栃木県様から提供いただける認識でよいでしょうか。現行保守業者に確認が必要な事項については、栃木県様にて現行保守業者へご確認いただく認識でよいでしょうか。	御認識のとおりです。

**栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル
質問内容及び回答**

No.	該当箇所	質問事項	質問内容	回答
13	技術提案書作成要領p.2	RPAやEUCについて	<p>「(6) デジタル技術の活用 業務の効率化実現のため、RPA や EUC 機能等のデジタル技術を活用しているシステムを導入すること。」</p> <p>この記載について、RPAやEUC機能等については、本調達の提案に含める認識をしております。そのうえで、栃木県様独自のRPAツールや機能が既にある(もしくは今後導入予定)場合には、それらと連携する前提として、提案しても差し支えないでしょうか？</p>	差し支えありません。前提条件がある場合は明記をしてください。
14	仕様書p25	データ移行について	<p>「(7)現行システムから次期システムに必要となるデータの移行を行うこと。移行対象となるデータの種別は別紙 10「移行対象データ一覧」に示す。また、現行システムからのデータ抽出は原則として現行保守事業者が実施する。必要なデータ抽出回数について示すこと。」</p> <p>この記載について、データ抽出の回数制限がありますでしょうか？また、制限がある場合には、超える場合には、受託者にて現行保守事業者へ支払いが本調達とは別に必要となりますでしょうか？</p>	データの抽出回数に制限はありません。よって受託者から現行保守業者への支払は発生しません。
15	仕様書2p	LGWAN-ASP登録について	<p>「当該システムは LGWAN-ASP サービスに登録済みであること、もしくは本県のネットワークに接続するまでに登録することが確実であること。」</p> <p>この記載について、弊社では栃木県様のネットワークに接続するまでに LGWAN-ASP サービスに登録を行う予定としておりますが、本調達の提案時に提出すべき資料はございますでしょうか？</p>	提案時点でLGWAN-ASPサービスに登録されていない場合に提出いただく資料はございません。

**栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル
質問内容及び回答**

No.	該当箇所	質問事項	質問内容	回答
16	仕様書p.24	切り戻しについて	<p>「不測の事態により次期システムへの移行が困難と判断とした場合は、現行システムへの切り戻しを行えるようにすること。受託者の責により切り戻しを行う場合は、発生する費用は受託者が負担すること。」</p> <p>この記載について、切り戻しのための現行システム側の作業は、現行システム業者でしか実施が困難と想定されます。この場合、現行システム業者へ見積依頼が必要でしょうか？ それとも現行システム側の作業は、見積対象外として考えてもよろしいでしょうか？</p> <p>現行システム側の切り戻し作業に関しては、新システム業者では対応ができず、現行システム業者へ作業依頼に伴い、見積依頼をする必要があります。そこで、栃木県様が別途契約している現行システムの運用保守業務(栃木県様が現行システム業者と運用保守契約をしている想定です)や、一連のシステム移行に関連する現行システム業者との契約等に、切り戻しのための現行システム側の作業費が含まれている場合、本調達の参加業者から現行システム業者への見積依頼は、不要と認識しております。</p>	<p>現行システムの運用保守業務委託及びシステム移行に関連する業務委託契約において、切り戻し作業については委託業務に含めておりません。</p> <p>そのため、記載のとおり受託者の責により切り戻しが発生した場合は、別途発生する費用の負担を受託者に求めることとなります。</p>
17	技術提案書評価基準p1	技術提案書評価基準について	<p>「調達の方針-○他県での導入実績について評価する-提案されるシステムの先行導入例の件数で評価する-提案時点で本番稼働している件数を評価対象とする」</p> <p>この記載について、他県へオンプレで導入しているシステムが元となる場合、オンプレで本番稼働している件数を記載して問題ないでしょうか？</p>	<p>御提案いただくシステムの元となるシステムの導入実績は評価の対象外となります。</p> <p>なお、参加資格審査申請における業務実績等調査については、今回御提案いただくシステムであるかどうかを問わず、直近5件の導入・運用事例を御記載ください。</p>
18	仕様書p.24	切替日の選定について	<p>「(5) システム移行要件 業務上の負荷軽減やデータの新旧システムでの重複管理の防止を目的に、原則としてシステムの切替に伴う並行稼働期間は設けない。」</p> <p>この記載について、切替日の選定にあたって、制約事項や条件等ございますでしょうか？</p>	<p>切替日は令和8年12月29日～31日の間を予定しています。</p>

**栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル
質問内容及び回答**

No.	該当箇所	質問事項	質問内容	回答
19	別紙10_移行対象データ一覧 項番：19 種別：一般ファイル 税目：等常駐ファイル 項番：20 種別：一般ファイル 税目：外部媒体ファイル 項番：21 種別：一般ファイル 税目：AccessオフラインTBL	移行対象データ（一般ファイル）の内容について	項番19～21について、移行対象データ（一般ファイル）の内容をご教示いただけますでしょうか。 可能であれば、別紙10のテーブル数欄に記載の単位にて一覧形式でご教示いただけますと幸いです。	現時点で全て列挙することはできません。 それぞれのデータの概要は以下のとおりです。 項番19の常駐ファイル：現行システムで処理する上で必要となるマスタデータ・中間ファイル等 項番20の外部媒体ファイル：現行システムで処理する上で必要となるINデータ、もしくは処理結果のバックアップデータ（一部バックアップデータは次回処理でも使用） 項番21のAccessオフラインTBL：現行システムとは別で管理している、システム利用者管理のためのテーブルや、農業用免税軽油関係システムのテーブル等のサブシステムで使用するデータ なお、これらのデータについては移行作業を進める中で要否の判断をすることを想定しています。
20	栃木県税務システム導入等業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領 4 技術提案書本文及び付属資料の作成要領 （5）文書の記述に使用する文字等のフォントは「MS ゴシック」とし、サイズは12ポイントを基本とすること。	技術提案書の文字サイズについて	文書の記述に使用する文字等のサイズは12ポイントを基本とする旨記載がございますが一部箇所（章節項目名や図表内の文字・数字、一部本文など）において、提案書の視認性を高めるために12ポイントではない文字等のサイズを使用することは問題ないでしょうか。	御認識のとおりです。
21	栃木県税務システム導入等業務調達仕様書 p9 第2 システム要件 5 外部インターフェース要件 (2) 印刷業務等の外部委託	外部委託を想定されている帳票について	「原則全ての帳票の印字及び封入封緘作業について外部委託を実施」と記載ございますが、具体的にどのような帳票について外部委託を想定されているか教えていただくことは可能でしょうか。	本県が外部委託をする想定しているのは、納税者宛て帳票（納税通知書等）の大量印刷です。

※提出された順番で掲載しています。なお、上記表の該当箇所、質問事項及び質問内容は提出された内容を原文のまま掲載しております。